広報
# みずほ
2005 7 平成17年
発行／瑞穂町　編集／情報課　毎月1回1日発行
〒190-1292　東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
☎（042）557ー0501（代表）
ホームページ　http://www.town.mizuho.tokyo.jp/

**人口と世帯**

| | | |
|---|---|---|
| 人口 | 33,921人 | （36人減） |
| 男 | 17,317人 | （30人減） |
| 女 | 16,604人 | （ 6人減） |
| 世帯 | 12,906 | （11世帯減） |
| 外国人登録数 | 663人 | |

6月1日現在
（　）は前月比

No.522

## おいしいお米ができますように

総合学習の一環として、五小の3年生から6年生が田植えを体験。子供たちは泥の感触に大喜び。

みんなの歓声が山あいに響いていました。

**おもな内容**


| | | |
|---|---|---|
| 情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況　ほか | | 2～3 |
| 福祉に関する調査結果を報告します | | 4～5 |
| アメリカで異文化体験してみませんか | | 6 |
| みずほ伝言板 | 基本健康診査　ごみの出し方基本チェック　ほか | 7～8 |
| 福　祉 | 介護保険からのお知らせ　ほか | 9～11 |
| インフォメーション | みずほサマーフェスティバル参加者募集<br>夏まつり交通規制　ほか | 14～15 |
| 教育委員会からのお知らせ | 町営プール始まります　ほか | 16～19 |

# 平成16年度
# 情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況

## 情報公開制度

### ■情報公開制度とは

町が保有している情報を、町民の皆さんからの請求により公開する制度です。

この制度を実施することで、町政がより一層開かれたものとなり、町民の皆さんと町との信頼関係が強化され、公正な町政の運営が図られることを目指しています。

実施機関別情報公開制度の運用状況　（件）

| 実施期間 | 請求件数 | 決定内容 | | | 取り下げ | 不服申立て |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 全部公開 | 一部公開 | 非公開（うち文書不存在） | | |
| 町長 | 46 | 20 | 11 | 12（12） | 3 | 4 |
| 教育委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員会 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 農業委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産評価審査委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 議会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 47 | 21 | 11 | 12（12） | 3 | 4 |

## 個人情報保護制度

### ■個人情報保護制度とは

個人情報の取り扱い方法を定めたものです。

町では、日常の業務でたくさんの個人に関する情報を扱っています。しかし、その取り扱いに適性を欠いた場合は、皆さんのプライバシーが侵害されることになるため、この制度により、皆さんの大切な個人情報を厳重に管理し、保護に努めています。

### ■個人情報取扱事務とは

個人情報を扱う事務の目的や内容について町長に届け出を行い、公示することが義務付けられています（取扱事務届出）。また、届け出のあった個人情報は原則として届け出た目的以外の利用（目的外利用）、町以外に提供（外部提供）することは禁止していますが、例外として本人の同意が得られているとき、人の生命や財産を守るため緊急かつ、やむを得ない場合などについては目的外利用や外部提供が認められています。

実施機関別個人情報の取扱事務届出状況　（件）

| 実施期間 | 取扱事務届出 | 目的外利用届出 | 外部提供届出 |
|---|---|---|---|
| 町長 | 303 | 67 | 94 |
| 教育委員会 | 38 | 3 | 5 |
| 選挙管理委員会 | 7 | 3 | 3 |
| 監査委員会 | 1 | 0 | 0 |
| 農業委員会 | 1 | 0 | 0 |
| 固定資産評価審査委員会 | 1 | 0 | 0 |
| 議会 | 5 | 0 | 0 |
| 計 | 356 | 73 | 102 |

### ■自己情報の開示請求とは

町が保管する個人情報は、本人に限り自己情報の開示を請求することができます。

問合せ　情報課　☎557―0531

# 個人情報保護法が4月1日全面施行

## 個人情報取扱事業者の責務

個人情報取扱事業者とは、5,000件を超える個人情報をコンピュータなどで検索できるように整備した「個人情報データベース等」を事業活動に利用している事業者のことです。

### 1 利用目的の特定、利用目的による制限

・個人情報を取り扱うにあたって、利用目的をできる限り特定しなければなりません。
・特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはなりません。

### 2 適正な取得、取得に際しての利用目的の通知等

・個人情報を取得したときは、本人に速やかに利用目的を通知または公表しなければなりません。
・本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。

### 3 正確性の確保

・利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の情報に保つよう努めなければなりません。

### 4 安全管理措置

・個人データの漏えいなどを防ぐため、必要かつ適切な措置を講じなければなりません。
・安全に個人データを管理するため、従業員および委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

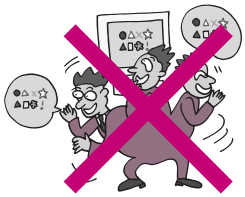

### 5 第三者提供の制限

・あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者などの第三者に個人データを提供してはなりません。

### 6 開示・訂正・利用停止

・保有個人データの利用目的、開示等に必要な手続き、苦情の申し出先等については、本人の知り得る状態におかなければなりません。
・本人からの求めに応じ、保有個人データの開示・訂正・利用の停止等を行わなければなりません。

### 7 苦情の処理

・本人から苦情などの申し出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。

問合せ　内閣府　☎（03）5253―2111
ホームページ　http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html

# ご存知ですか　箱根ヶ崎駅 東西自由通路の大型ディスプレイ

箱根ヶ崎駅の旧駅舎当時、駅前ロータリー脇にあった町の案内看板に代わって、3月下旬に箱根ヶ崎駅東西自由通路に設置しました。

63インチの大画面には、駅をご利用の皆様、来町者の方へ向けたスカイホール、耕心館のイベント情報や夜間窓口案内など、その月々の行政情報と町の施設案内を表示しています。

通常は画面に行政情報が表示され、タッチパネルに触れると施設案内の画面になります。

電車の待ち時間や待ち合わせ場所として駅をご利用の際は、ぜひご活用ください。

問合せ　情報課　☎557―7497

# 調査結果を報告します

町では、福祉関係の次期計画策定の基礎資料とするため、平成16年11月から17年1月にかけて調査を実施しました。調査対象や項目が多岐にわたるため、抜粋・集約してお知らせします。詳しくは、福祉課および高齢者福祉課へお問い合わせください。

●調査の概要●　調査時期　平成16年11月

| 種類 | 対象 | 対象者数 | 回収数 | 回収率（%） |
|---|---|---|---|---|
| 一般町民調査 | 12歳以上18歳未満の町民 | 500 | 207 | 41・4 |
| | 18歳以上の町民 | 500 | 236 | 47・2 |
| 身体障害者調査 | 身体障害者手帳保持者 | 920 | 679 | 73・8 |
| 知的障害者調査 | 愛の手帳保持者 | 170 | 124 | 72・9 |
| 精神障害者調査 | 精神障害者保健福祉手帳保持者 | 100 | 26 | 26・0 |

## ○外出時に困ることは何ですか（各調査の項目から）

▼**一般町民調査では**「建物や道路の段差を改善する」と「歩道や道路を歩く上での障害物（商品や看板、放置自転車等）を取り除く」の2項目を挙げる人が最も多く、ついで「公共施設の階段をスロープ化したり、エレベーターやエスカレーターを設置する」が続いています。

▼**身体障害者調査では**「歩道が狭く、道路に段差が多い」が最も多く、以下「建物などに階段が多く、利用しにくい」「障害者用のトイレが少ない」「気軽に利用できる移送手段が少ない（福祉車両、福祉タクシー等）」「電車やバスなどの交通手段を利用しづらい」「車を駐車するところがない」の順になっています。

▼**知的障害者調査では**「人と話をするのが難しい」が最も多く、ついで「お金がかかる」「車などに危険を感じる」「手助けをしてくれる人がいない」が続いています。

▼**精神障害者調査では**「他人の視線が気になる」と「他人との会話が難しい」の2項目が最も多く、ついで「障害のある人に対する一般の人の理解が少ない」が挙げられています。

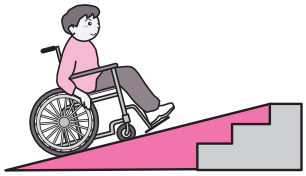

## 高齢者等生活実態調査

在宅サービス利用者に伺いました

### 介護保険制度に対する評価を教えてください

※複数回答

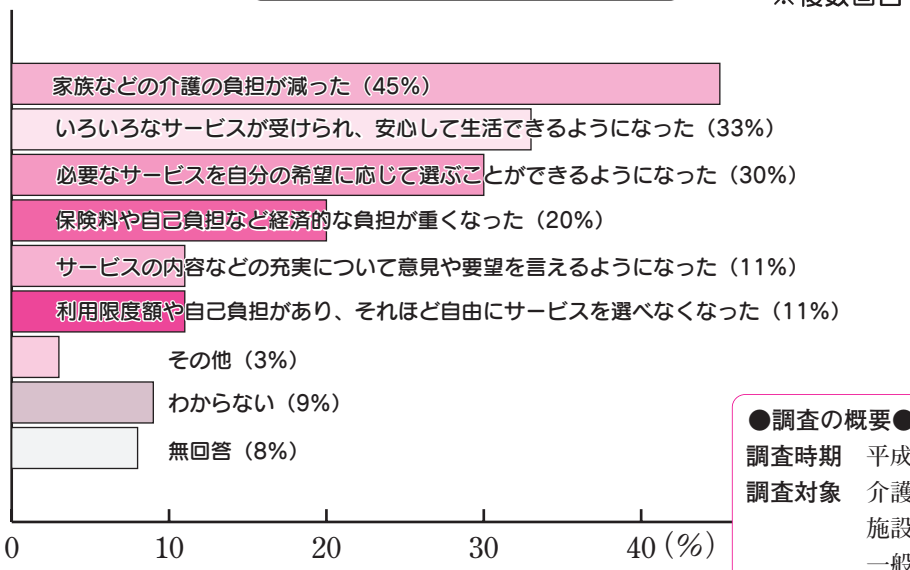


●調査の概要●

| | |
|---|---|
| 調査時期 | 平成17年1月 |
| 調査対象 | 介護サービス利用者<br>施設サービス利用者<br>一般高齢者 |
| 対象者数 | 2,670人 |
| 回収数（率） | 1,988人（74.5%） |

## ○安心して子供を健やかに生み育てていくために必要なことは何だと思いますか（一般町民対象の調査項目から）

▼**一般町民調査では**「出産や子育てに対する経済的な負担を少なくする」が最も多くなっています。ついで「子供連れでも安全で活動しやすい、人にやさしいまちづくりを進める」と「子供が健やかに育つような住環境の整備を推進する」が続いています。

## ○障害者に住みよいまちにする上で重要と考えることを挙げてください（各障害者対象の調査項目から）

▼**各障害者調査共に**「障害者サービスの利用手続の簡素化」「保健・医療体制の充実」「相談窓口の一本化や相談機能の充実」「障害者の働く場所の確保」「授産施設や福祉作業所などの整備」などが求められています。

▼このほかに、**知的障害者調査では**「障害者（児）が地域の中で安心して住み続けられるグループホームをつくる」という要望も見られました。

## ○社会参加に向けて大切と考えることを挙げてください（各障害者対象の調査項目から）

▼**各障害者調査共に**「障害者（児）が参加しやすい機会（場）をつくる」「障害者（児）自身が積極性をもつ」「地域や社会の人々が障害者（児）を受け入れるよう、広報や福祉教育を充実する」「障害者（児）も使いやすい施設をつくる」「移動困難な障害者（児）に配慮し交通機関や道路を整備する」「障害者（児）の参加を補助するボランティアを多数育成する」を挙げる人が多くなっています。

町では、住民の皆さんからの公募選出委員と専門分野選出委員で構成する審議会を組織し、調査結果等を参考に新しい計画を策定していきます。

なお、各調査結果報告書は、福祉課、高齢者福祉課、情報公開コーナー、図書館、町ホームページでご覧いただけます。

問合せ
▼一般町民・身体・知的・精神障害者調査…福祉課　☎557―7620
▼高齢者等生活実態調査……高齢者福祉課　☎557―0609

**施設サービス利用者に伺いました**

### サービスを利用して良かった点は何ですか

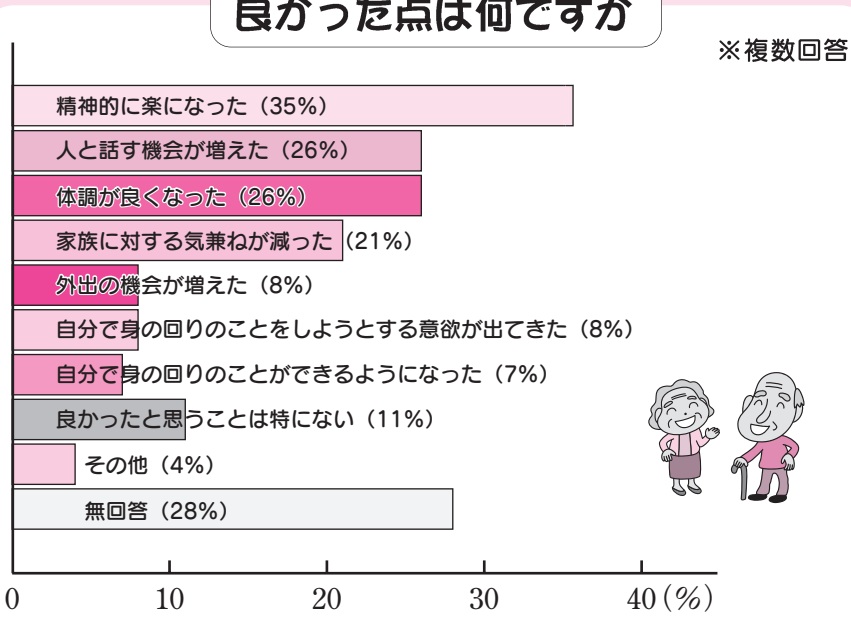


介護保険制度についての調査結果を2つ掲載しました。

介護する方もされる方も、負担が軽減される傾向があります。

介護保険制度の利用をためらっている方や、ご家族のみで介護されている方は、高齢者福祉課へご相談ください。

# アメリカで異文化体験してみませんか！

町内には、多くの外国の人が住んでいます。皆さんの中には、「外国の人たちは、どんな考え方を持っているのだろう?」とか「お互いの文化・習慣などを理解し合えれば、もっと楽しくお付き合いができるのでは?」などと考えている方もいらっしゃるのではないでしょうか。

町では国際化を推進しています。国際化には、ふるさと瑞穂町を十分理解し、他国の文化を考えることが重要です。

この機会に、他国からわが町を見つめ、町に住む外国の人たちとの関わり等について考えてみませんか。

昨年に引き続き、国際化推進派遣事業を実施します。多数のご応募をお待ちしています。

○ 派 遣 先　アメリカ合衆国カリフォルニア州内の自治体を予定

○ 期　　間　10月初旬～11月下旬（左の期間内で10日間程度を予定）
※派遣期間の前後に数回の研修会を実施します。

○ 主な活動　① 公的機関での視察研修
② ホームステイ体験

○ 募集人員　6名

○ 応募資格　① 町に1年以上お住まいの20歳以上の健康な方
② 初歩的な英会話ができる方

○ 応募方法　参加申込書とレポートを提出していただきます。
レポートのテーマ
「私の海外研修 ―ホームステイに期待するもの―」
（400字詰め原稿用紙3枚以内）
※募集要領と参加申込書は、7月1日㈮から企画課で配布します。

▲昨年の海外派遣より

○ 応募期限　7月22日㈮必着

○ 提 出 先　企画課

○ 個人負担費用　4万円以内（ただし、パスポート取得費用、保険料、自宅から空港までの往復運賃、個人経費などは参加費用に含まれません。）

○ 選考・決定　書類選考の上、8月中旬に決定します。
※派遣終了後に報告書を作成していただきます。
※詳しくは、募集要領をご覧ください。

問合せ　企画課　☎557―7469

## 公共施設への英語標記がはじまりました！

問合せ　企画課　☎557―7469

皆さん、お気付きですか。役場の屋上に緑の表示板を設置しました。

そこには、英語で“Mizuho City Hall”と表示しています。これは、町の国際化に向けた取り組みの一つとして、外国人の方が容易に公共施設名が分かるようにしたものです。このほかにも、狭山池公園や松原中央公園などで表示しています。この施策を進め、すべての人に分かりやすい町となれば、私たちと外国人町民との距離はより身近になっていくことでしょう。

近い将来、夏まつりをはじめ各種行事でも、誰もが協力し合う「協働」の場となれば、より楽しいものになるのではないでしょうか。誰もがお互いを理解し、認め合える、そんな町を目指していきましょう！